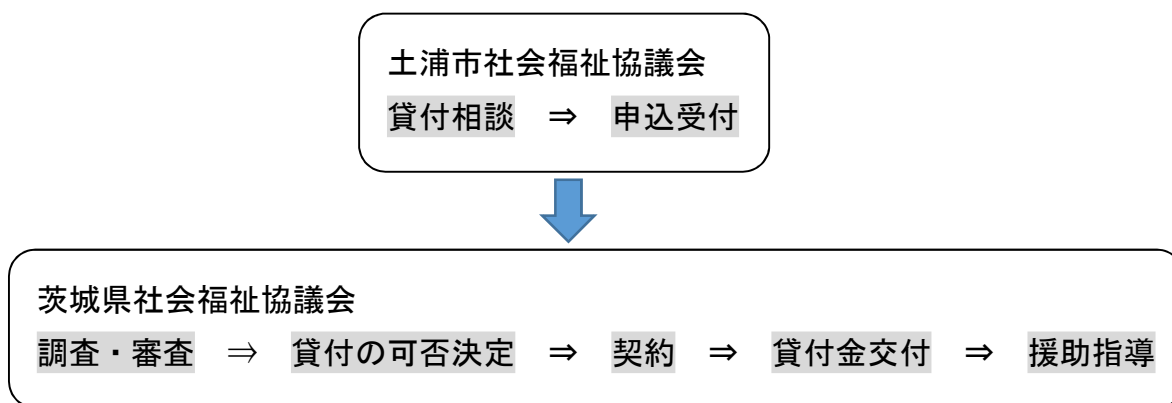


# 生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的としています。

※エアコンの購入を目的とする場合にも利用できます。

## ■貸付金交付までの流れ



## ■申込みにあたっての注意点

- ・生活福祉資金の福祉資金には、福祉費と緊急を要する場合の緊急小口資金の制度があります。
- ・他の公的貸付制度の利用が可能な場合は、他制度を優先していただきます。
- ・他の公的給付制度の利用が可能な場合は、他制度を活用していただきます。
- ・すでに購入、発注及び支払い済みの経費は対象とはなりません。
- ・虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の用途をみだりに変更、または他の事由に流用した場合には、資金を即時に返還していただきます。

その他要件がありますので、申込みにあたっては下記までお問合せください。

## ■お問合せ先

〒300-0036 茨城県土浦市大和町9番2号

(ウララ2ビル4階 土浦市総合福祉会館内)

土浦市社会福祉協議会 暮らし自立サポートセンター

TEL. 029-822-7610 FAX. 029-824-4118

<http://www.doshakyo.or.jp>